

〔公募〕

「令和8年度 アジア等における国際防災協力の推進業務」 にかかる参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

令和8年3月26日

支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官
北村 実

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請する。

1. 招請の主旨

本業務の請負を希望する者の有無を確認するため、公募手続きを行うものである。

その結果、応募要件を満たすと認められた者が1者の場合は、当該者と随意契約を行うこととする。また、応募要件を満たす者が複数者の場合には、一般競争入札を実施する予定である。

2. 業務の目的

アジア地域は、自然災害による被災者数が世界全体の約60%を占めているなど、他の地域に比べて災害に対する脆弱性が非常に高く、アジアにおける多国間防災協力を促進していくことが喫緊の課題となっている。そうした中、過去の災害経験から培った防災に関する知識や技術を有する我が国は、アジア地域における国際防災協力活動の中核的な役割を担っているところである。

このため、災害の形態や防災対策に共通点を有するアジア地域での災害対応能力の向上を図るため、「アジア防災協力推進会合」（1997年）におけるアジア各国の政府間合意に基づき1998年7月に設置された「アジア防災センター」を活用して、アジア地域内多国間防災協力を推進する必要がある。

具体的には、国連防災機関（UNDRR）その他の防災に関係する国際機関、政府機関、研究機関等と連携しながら、第3回国連防災世界会議（2015年3月）において採択された「仙台防災枠組」のアジア地域における着実な実施を推進し、各国の災害対策の向上や地域内ネットワークの強化に資する国際防災協力を推進する。

3. 業務の概要

別添仕様書のとおり

4. 応募要件

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のための必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」

のA、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

- ④ 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 参加意思表明書（別紙）を提出し、審査の結果、要件を満たしていると認められた者

5. 手続等

(1) 担当部局

〒107-0052 東京都港区赤坂2-4-6 赤坂グリーンクロス18階
内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（国際担当）付 梅津
TEL：03-5253-2111（内線 51573） 直通 03-5797-7543

(2) 説明会

実施しない。

(3) 参加意思表明書の提出期限、場所、方法及び審査結果

提出期限 令和8年4月10日（金）正午

提出場所 5.（1）に同じ

提出方法 持参または郵送。

ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

審査結果 令和8年4月20日（月）17時までに全者に通知する。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の入手をするための照会窓口は、5.（1）に同じ。

(3) 参加意思表明書の提出をもって、別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

(4) 応募者は、参加意思表明書の提出をもって、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重の取り組みに努めることに誓約したものとする。

※ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

(5) 本件は、令和8年度案件のため令和8年4月1日以前に令和8年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う場合がある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。